

長久手市監査告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年12月26日

長久手市監査委員 原田 泰

長久手市監査委員 青山直道

## 令和4年度財政援助団体等に関する監査結果報告書

### 1 長久手市監査基準への準拠

長久手市観光交流推進事業補助金の交付を受けている一般社団法人長久手市観光交流協会に対する財政援助団体等に関する監査は、長久手市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象団体

一般社団法人長久手市観光交流協会

#### (2) 対象所管部局

くらし文化部たつせがある課

### 4 監査の着眼点

令和3年度の補助金等が指定された目的、条件等に沿って支出され、公益上の必要性が達成され、及び効果をあげているかを主眼として実施した。

### 5 監査の実施内容

#### (1) 実施日

令和4年11月28日（月）

#### (2) 実施場所

長久手市役所会議室棟 H 会議室

### (3) 実施内容

監査にあたっては、あらかじめ関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

監査当日は、関係者から説明を受けるとともに、質疑や証拠書類の確認を実施した。

## 6 監査の結果

1 から 5 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった一般社団法人長久手市観光交流協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、補助金に関する事務手続き並びに収支の会計経理については、今後も要綱等の趣旨を十分に理解し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、所管課であるたつせがある課においては、同法人の運営管理に必要な知見を備え、日常からの情報共有、連携を密にすることで適切かつ継続的な指導、監督に努められたい。